

## 環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業交付金交付要綱

平成 18 年 9 月 1 日

京都府告示第504号

最終改正 平成 22年10月22日

京都府告示第512号

### (趣旨)

第1条 知事は、輸送過程における二酸化炭素排出量が少なく環境貢献度が高い認証木材の積極的な使用を推進し、認証木材の需要拡大を通じ、地球温暖化防止に資することを目的として、認証木材を使用して住宅、店舗、事務所、知事が別に定める児童福祉施設等（以下「住宅等」という。）を建設した緑の工務店その他の者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業交付金（以下「緑の交付金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証木材 知事が別に定める法人により、京都府内の森林で産出された木材であることの証明書及び木材の輸送の過程における二酸化炭素の排出量で知事が別に定める計算基準に基づき算出されたものを記録した書面が発行された木材及びその製品をいう。
- (2) 緑の工務店 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者で、認証木材を使用した木造建築物の建築を推進するものとして知事が別に定めるものをいう。

### (交付の対象)

第3条 緑の交付金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅等（以下「交付対象住宅等」という。）を建設した者とする。

- (1) 緑の工務店 次に掲げる要件をすべて満たす住宅等
  - ア 京都府内において新築、増築又は改築がされた住宅等であること。
  - イ 認証木材が、新築の場合は1の住宅等当たり5立方メートル以上、増築又は改築の場合は1の住宅等当たり1立方メートル以上使用された住宅等であること。
  - ウ 建築期間中、知事が別に定める方法により認証木材の普及啓発に協力した住宅等であること。
  - エ 国、地方公共団体その他公的機関（以下「国等」という。）が所有する住宅等でないこと。
  - オ 交付対象住宅等を建設した者が、国等からの補助金、交付金その他の給付金（緑

の交付金を除く。) を受ける住宅等でないこと。

カ 仮設の住宅等でないこと。

(2) 認証木材を使用して住宅等の増築又は改築をした者であって、適切に住宅等の増築又は改築をすることができるものとして知事が別に定める要件を満たすもの（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる要件をすべて満たす住宅等

ア 京都府内において増築又は改築がされた住宅等であって、1 件の請負金額が 1,500 万円未満のものであること。

イ 認証木材が 1 の住宅等当たり 1 立方メートル以上使用された住宅等であること。

ウ 前号ウからカまでに掲げる住宅等であること。

(交付金の額)

第 4 条 緑の交付金の額は、認証木材の使用量 1 立方メートル当たり 1 万円とし、1 の交付対象住宅等当たり 20 万円を限度とする。

(事業計画書の提出)

第 5 条 緑の交付金の交付を受けようとする者は、交付対象住宅等の建築に着手するまでに、別に定めるところにより、事業計画書を知事に提出しなければならない。

(交付の申請)

第 6 条 規則第 5 条に規定する申請書の様式及び提出期日は、知事が別に定める。

(現地調査)

第 7 条 知事は、第 5 条の事業計画書又は前条の申請書の提出があったときは、必要に応じて交付対象住宅等について現地調査を行うものとする。

(緑の交付金の額の確定)

第 8 条 規則第 14 条に規定する緑の交付金の額の確定については、交付決定をもって確定したものとみなす。

(書類の提出先)

第 9 条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、交付対象住宅等の建設地を所管する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、京都府京都林務事務所の長）に提出するものとする。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行し、平成 18 年 7 月 14 日以降に建築の工事が終

了した交付対象住宅に対して適用する。

- 2 平成18年9月30日までに建築に着手した交付対象住宅については、第5条の規定は適用しない。この場合において、規則第5条の申請に必要な書類及び提出期日は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月22日から施行し、平成22年7月21日以降に建築に着手した交付対象住宅等に対して適用する。
- 2 平成22年11月21日までに建築に着手した店舗、事務所、知事が別に定める児童福祉施設等及び認証木材を1の住宅等当たり1立方メートル以上5立方メートル未満使用して増築又は改築を行った住宅等については、第5条の規定は、適用しない。この場合において、規則第5条の申請に必要な書類及び提出期日は、知事が別に定める。